平成２５年（再イ）第９３号
京都市伏見区深草馬谷町10番地６
再生債務者　猪子石哲夫
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月12日まで
平成26年２月12日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第１０号
香川県仲多度郡まんのう町吉野下1416番地６
再生債務者　鈴木　　茂
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月12日まで
平成26年２月12日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（再イ）第４０号
埼玉県比企郡川島町大字下伊草113番地１
再生債務者　吉岡　裕樹
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月13日まで
平成26年２月10日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第５４５号
東京都港区六本木２－４－７－507、住民票上の住所東京都江戸川区船堀３－４－５－102
再生債務者　鞠子　修一
1　決議に付する再生計画案　平成26年１月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月21日まで
平成26年２月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第６２４号
東京都葛飾区鎌倉１－37－６－204
再生債務者　安澤　　純
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月21日まで
平成26年２月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第９号
長崎県佐世保市十郎新町187番地１
再生債務者　本田　健二
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月27日まで
平成26年２月12日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２５年（再イ）第５９号
神戸市北区京地２丁目11番地の７
再生債務者　三浦　敬三
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月３日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月３日まで
平成26年２月10日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２５年（再イ）第１５号
北海道北見市三楽町167番地１　バラの園マンションⅡ２Ｆ左、住民票上の住所北海道北見市三楽町167番地１
再生債務者　佐賀　導子
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成26年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成26年２月12日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２５年（再イ）第４６号
神奈川県平塚市南金目2273番地の９
再生債務者　大村　知己
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成26年２月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成26年２月10日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第６号
長野県松本市桐１丁目２番４号　城北ハイツ301
再生債務者　辻　　雄一
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月24日から平成26年３月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（再ロ）第５号
沖縄県那覇市繁多川４丁目６番８号
再生債務者　砂川　孝子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月24日から平成26年３月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１０号
埼玉県川口市芝下３丁目32番11号
再生債務者　橋爪　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第２号
大津市清風町35番７号
再生債務者　奥村　敏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再ロ）第１号
愛媛県今治市国分３丁目１番53号
再生債務者　高橋　祐一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日　松山地方裁判所今治支部

商号変更

合併
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年二月二十四日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十月二十五日
掲載頁　七十九頁（号外第二三二号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年二月二十日
札幌市西区八軒一条西一丁目三番一五号
（甲）株式会社ほくおうサービス
代表取締役　鈴木　裕一
北海道江別市大麻新町一〇番地の一一
（乙）有限会社ニュータウン
代表取締役　鈴木　裕一

合併
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.hokkaido.misawa.co.jp/
（乙）http://hokkaido.misawa-homeing.co.jp/
平成二十六年二月二十日
札幌市白石区東札幌二条六丁目八番一号
（甲）〃サワホーム北海道株式会社
代表取締役　小野　昌幸
札幌市白石区本通二一丁目北一番三五号
（乙）〃サワホームイング北海道株式会社
代表取締役　小野　昌幸